4.　地方自治の確立と質の高い公共サービスの推進

|  |
| --- |
|  |
| 第33次地方制度調査会では、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」が検討課題としてあげられていますが、感染症や災害の発生時などを「非平時」と位置づけ、政府の権限強化をはかろうとする議論も進められています。また自治体ＤＸにおいては、情報システムの標準化や個人情報保護法制の一元化が行われ国の統制が強められており、こうした地方分権に逆行する動きに最大限の警戒感を持っておかなければなりません。  　他方で、政府が課題を置き去りにしたまま普及を推し進め、現場に大きな混乱を招いているマイナンバーカード業務のほか、頻発する災害や新型コロナへの対応の中で自治体の人員不足が露呈し、現場は疲弊しています。さらに、少子・高齢化やＤＸ・ＧＸの推進、地域活性化など、今後も増大する行政課題に対応し、地域特性に応じた質の高い公共サービスを提供していくためには、真の地方自治の確立とそれを支える人員および地方財政の充実が必要不可欠です。  　2023年度地方財政計画では、一般財源総額を2022年度から1.2兆円増加させていますが、その水準は骨太の方針2021による「一般財源総額同水準ルール」のもとで確保されたものであり、社会保障費の増加をはじめ高まり続ける行政需要と比しても十分とはいえず、こうしたルールは逆に伸びしろを阻害することとなりかねない状況にあるといえます。さらに、これから具体化される防衛費や少子化対策の財源確保のための歳出削減の内容次第では、一般会計歳出総額の中で大きな割合を占める地方交付税に影響する恐れがあります。  　このような中で、必要な財源・人員を確保していくためには、公共サービスの役割について住民の理解や共感を得ることが重要です。新型コロナウイルス感染症への対応により、地域公共サービスの重要性が住民に再認識された今だからこそ、「公共サービスにもっと投資を*！*」キャンペーンを強化し、世論に訴えていく必要があります。  　あわせて、市民や地域コミュニティ、ＮＰＯなどと連携し、住民との協働による地域づくりに取り組む自治研活動の活性化が求められます。  【重点課題】  ①　中央集権化への流れを警戒し、多様化・複雑化する行政需要と地域の課題を踏まえ、改めて地方分権の推進をめざします。  ②　質の高い公共サービスの提供をはかるため、増大する財政需要に相当する地方財政の充実を求めます。  ③　社会と地域の行政ニーズに対応するために、市民協働による市民自治の推進にむけ、自治研活動の活性化に取り組みます。 |

【質の高い公共サービスの提供への取り組み】

1.　自治体業務は対人性の高い職務であることから、質の高い公共サービスの提供にむけ、人員体制の拡充をめざします。また、公共民間単組職場については、契約の長期化を求め、労働条件の引き上げと雇用の安定をめざします。

2.　多様化する行政ニーズに対応した公共サービスの提供のために必要な人員と財源の確保をめざし、県本部は「公共サービスにもっと投資を*！*」キャンペーンの通年展開にむけた具体的な取り組みについて検討を進めます。

3.　本部は、公共サービスの拡充を進める立場で、政府・国会対策を強化します。県本部・単組は、各自治体の財政状況と住民ニーズを把握し、民間委託や人員削減に対抗しうる取り組みを進めます。

4.　「公的サービスの産業化」の問題点を明らかにするため、以下の通り取り組みます。

　①　事務事業の委託や指定管理者制度が導入されている場合は、現行制度の点検を行い、労働者の賃金・労働条件が公務と比較して低位な場合には自治体単組と公共民間単組が連携して向上に取り組みます。

　　　事務事業の部分委託において、偽装請負が疑われる事例については、委託の見直し、改善に取り組みます。

　②　地方独立行政法人化が実施されている場合については、運営費交付金および給与費の推移を確認し、サービス提供体制や賃金・労働条件に課題がないかチェックするとともに、事業や法人の継続性・安定性を確認します。

　③　新たにコンセッション方式などＰＦＩ手法を、公共事業に適用する場合は、サービスへの影響、採算性、継続可能性、自治体によるモニタリングのための技術力の維持など、多面的に検証し、慎重な対応を求めます。

5.　公共サービス基本法の理念に基づき、公共サービスの質と労働条件の確保にむけて、公共サービス基本条例と公契約条例の制定を推進します。

　①　県本部・単組は、連合福島や地域・地区連合、他産別、組織内・政策協力議員と連携し、地域の合意形成を進め、自治体に働きかけを強めます。制定に至らない場合においても、ダンピングの防止と適正な受託事業者選定のため、積算根拠の明確化や最低制限価格制度、低入札価格調査制度、公正な労働基準を確保した総合評価方式の導入など、入札改革に取り組みます。

　②　本部は、連合・関係団体と連携し、先進事例の紹介などの情報提供、ＩＬＯ94号条約（公契約における労働条項）批准と国内法整備を求め、取り組みを進めます。

【地方財政の確立と税制改革】

6.　本部は、骨太方針、政府予算案、地方財政計画において、地方財政の充実がはかられるよう、政府、政党、地方三団体に予算要求を行います。また「一般財源総額実質同水準ルール」にとらわれることなく、多様化する行政ニーズを反映したより積極的な一般財源総額の確保を求めます。

7.　一般行政経費単独分の別枠として積算されている「地方創生推進費」などの交付金が自治体の財政運営に必要な財源となっていることを踏まえ、本部は、政府・国会対策に取り組みます。

8.　社会保障費の自然増、会計年度任用職員の処遇改善財源の確保など、財政需要の地方財政計画への反映を求めます。

9.　本部・県本部は、財政分析の学習会を開催します。また、自治体議員、自治研センターと連携し、単組の財政分析を支援します。

10. 公共サービスの充実を通じ、国民の信頼と受益感を高めるため、抜本的な税制改革に次の通り取り組みます。

　①　所得税率の累進性の強化、相続税の基礎控除の引き下げ、金融資産課税の総合課税化などの所得再分配機能の強化をめざします。また、消費税の逆進性への対策として、低所得者への給付つき税額控除の導入を求めます。

　②　「ふるさと納税」については、居住地課税という課税原則にそぐわず、自治体間で税の奪い合いを進行させるなど、税収の不安定さが住民サービスの低下を招く危険性があるため、廃止を求めます。

　③　「森林環境譲与税」については、自治体の支出実態を踏まえつつ、林業需要の高い自治体への譲与額を増加させる方向性で見直しを求めます。

　④　防衛費の肥大化については、反対の立場で臨みます。とくに、2023年度与党税制改正大綱で検討事項にあげられた、「復興特別所得税」の課税期間を延長し、税率の一部を引き下げた分を防衛費の財源に事実上転用することについては、東日本大震災からの復興事業の財源に充てると定められた本来の趣旨を逸脱するものであることから、今後の議論動向を注視しつつ、本部は必要に応じて省庁・国会対策を強化します。

11. 住民ニーズを満たしたサービスを誰もが享受できる「公共サービスの普遍化」をめざし、地方が共有して使うことのできる独自財源「連帯税」の創設を展望しつつ、あるべき税制について自治総研等とともに検討を進めます。

12. 県本部・単組は、地方財政の充実をはかるため、自治体議員や連合福島と連携し、地方自治法第99条に基づく議会意見書採択と、地方交付税法第17条の４に基づく意見書提出などに取り組みます。また、財政需要に見あう財源が保障されているか、自治体に検証を求め、不十分な場合には、政府に要求するよう労使協議を進めます。

【大規模災害からの復旧・復興と対策の拡充】

13. 被災地が復興に取り組むための人員不足の解消、震災復興特別交付税などの財源確保にむけ、本部は単組・県本部と連携し、政府・国会対策に取り組みます。

14. 被災自治体への人的支援については、応急対策職員派遣制度や復旧・復興支援技術職員派遣制度など必要な制度・ルールの整備が進められてきていますが、引き続き、政府の責任のもとで全国的な支援体制を確立し、支援を行った自治体に対して十分な財政措置を行うよう求めます。

15. 県本部は本部を通じ、東京電力福島第一原発事故による帰還困難区域の自治体の中長期の行財政課題について、政府の対応を求めるとともに、雇用を取り巻く環境と生活インフラの整備など、長期避難者の生活再建・形成にむけ、必要な施策を求めます。

16. 単組は、東日本大震災の教訓を踏まえ、自治研作業委員会「災害に強いまちづくり（2013年）」などを参考に、大規模災害時の自治体の人員体制やワークルールの整備、自治体間の相互支援、地域防災計画の策定および見直しなどについて労使協議を進めます。また、老朽化公共施設やインフラの更新等について、コストのみならず、施設の目的や機能、安全性など、多角的な観点から検証を求めます。

【地域経済の活性化と雇用創出】

17. 「ＧＸ実現に向けた基本方針」では、地域によって異なる背景・特性を最大限活用して自治体がカーボンニュートラルを含む環境問題の解決と地域経済の発展の双方に取り組むことが求められています。自治体が主体性をもち、市民・企業・関係団体と連携して、地域でのカーボンニュートラルをめざし、以下の通り取り組みます。

　①　自治体ＧＸの推進には、専門的な知識や技術が必要となることから、政府に対し、自治体が取り組むための体制整備に必要な財源の確保を求めます。

　②　災害等への備えにもなる「エネルギーの地産地消」をめざし、「自治体新電力」や「地域新電力」の活用をはじめ、地域における再生可能エネルギーの導入を積極的に進めます。

　③　「地域脱炭素」については、地域経済や産業構造の変化による地場中小事業者への雇用の影響を注視し、「公正な移行」の観点から関係団体と連携して地域雇用の維持・確保に取り組みます。

18. 地方の活力維持にむけて、東京への一極集中の解消をめざします。地方への移住・定住促進にむけて、企業の地方移転による雇用創出や、空き家の活用など、国に対し移住の後押しとなる財政措置や施策を求めます。

19. 農山漁村の活性化、食糧自給率の向上のため、自治体に地産地消の推進や「６次産業化」の支援を求めます。また、国に対し農地の多面的機能を重視した環境支払制度の拡充を求めます。

20. 中山間地域の集落や地域コミュニティの維持・再生、国土保全をはかるため、ＮＰＯと連携し取り組むとともに、財政措置や集落支援員制度などの充実を求めます。

21. 地方創生を進めるために、地域での多文化共生社会の実現と外国人材の適切な雇用・労働条件などを確保するよう、総務省や自治体に求めます。

【地域公共交通の維持・発展】

22. 本部は、交通政策基本法および第２次交通政策基本計画の実効性確保、補助金の拡充や交付税などの予算措置にむけて、国会対策や関係省庁対策に取り組みます。

23. 改正地域公共交通活性化再生法について、地域公共交通の再生にむけて、マスタープランの作成に際し、路線廃止を前提とした結論ありきの再構築にならないように取り組みます。また、再構築協議会を創設する際には、地域のニーズと労働者の意見を的確に反映できるよう労働組合の代表が協議会に参画することを求めます。

24. 県本部・単組は、自治体に対し、住民や利用者など関係者の意向を踏まえ「地域公共交通計画」を策定・実施するよう求めます。また、公共交通担当部署の設置や医療・福祉・教育・地域流通など関係施策と連携した持続可能な地域交通政策の確立を求めます。

25. 交通空白地域の解消とすべての住民の移動権を確保する観点から、関係法令の整備を求めるとともに、交運労協と連携し、自家用車ライドシェアをはじめとする、交通分野における安易な規制緩和に反対します。

【分権改革と新たな行財政制度への対応】

26. 第33次地方制度調査会では、「デジタル・トランスフォーメーションの進展」と「新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題」の観点から「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」のあり方について検討を進めています。今調査会では、「非平時」という新しい概念が登場しており、「平時」の地方自治との使い分けを想定している可能性もあります。有事の際に地方自治を制限し、政府に権力を集中させるという動きに対して、警戒感をもって注視する必要があります。

27. 国家戦略特区制度は、現行の規制を特区内で緩和することで、公平・公正な公共サービスの提供を揺るがす危険性があることから、実施内容を分析するとともに、慎重な制度運用を求めます。

28. 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」について、本部は、地方創生推進費など地財計画を通じた施策誘導の実態を検証するとともに、自治体への不要な関与は認めない立場で省庁・国会対策に取り組みます。また、県本部・単組は「地域版総合戦略」の策定・改定に際し、施策が地域の実情と著しく乖離していないか検証し、労使協議や連合福島を通じて意見反映します。

29. 中枢中核都市や連携中枢都市、定住自立圏など、政府がコンパクトシティの概念により進めてきた制度については、基礎自治体として、人口減少対策、地域交通のあり方、地域経済活性化などの課題解決が望めるものではないため、基礎自治体の機能強化と住民自治の推進のために、本部は自治総研等と連携して、政党・省庁への意見反映や連合等への政策提言を行います。

【行政のデジタル化への対応】

30. 自治体ＤＸの柱である自治体情報システムの標準化は、全自治体が2025年度までに移行することが求められており、2026年から20業務の標準化が義務とされています。自治事務も対象となっており、その範囲や程度については自治の尊重や現場実態を踏まえたものにしなければならず、移行にむけた財源や期間の確保、単独事業への影響、交付税や人員の削減につなげないなど、本部は県本部・単組と情報と課題を共有しつつ、省庁・政党対策に取り組みます。

31. 政府は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、実質的なマイナンバーカード所持の義務化を進めていますが、カードの交付は申請ベースであることから、未申請者への対応など自治体の業務にも混乱をきたしています。また、マイナンバーカードの用途拡大を進める一方で、別人の情報が紐づけられていたなどの誤登録が発生しており、国民のマイナンバーカードへの不信感は強まっています。にもかかわらず、政府は保険証を廃止し、マイナンバーカードへ統合する姿勢を改めていません。政府に対して、マイナンバーカードの運用と個人情報の保護などの安全性の不安について払しょくを求めるとともに、その利活用については世論等を踏まえ、慎重な対応を求めます。

【地域の自治確立の取り組み】

32. 県本部・単組は、分権改革と市民自治の確立にむけ、以下の通り取り組みます。

　①　「自治基本条例」の制定、直接請求・住民監査制度の活用促進、「議会基本条例」の制定、地域自治区制度の活用など、市民自治の拡充にむけ取り組みます。

　②　地方分権改革に基づく権限移譲など、地方分権の取り組みが着実に実行されているか、事務権限に見あう実施体制が整備されているか検証します。不十分な場合には、国や地方団体に対し、積極的に提言するよう労使協議を進めます。

　③　「連携協約」などに基づく自治体間の連携については、連携の目的、サービスの実施体制、財政面の影響など情報公開の徹底を求めます。

　④　首長、県市長会・県町村会を通じ、政府に意見反映します。

33. 本部は、地方分権に関わる課題に対して、以下の通り取り組みます。

　①　地方交付税の総額確保など、政策反映を進めるため、現行の「国と地方の協議の場」がより実質的な政策策定の場となるよう政府に求めます。

　②　トップランナー方式やインセンティブ改革のような政府による交付税を利用した政策誘導に反対の立場で省庁対策に取り組みます。

　③　都道府県の廃止と市町村合併の促進をめざす中央集権的な道州制議論が進まないよう警戒します。

　④　地方財政、税制、地域公共サービスの中長期的なあり方等に関し、自治総研や有識者との研究・分析も行いながら、地方三団体との情報・意見交換を行います。

【自治研活動の活性化】

34. 質の高い公共サービスの実現と組織強化の観点から、自治労全体で自治研活動を推進します。

　①　単組は、自治研と呼べる活動に取り組んでいる組合員を探し、その活動を支援します。

　②　単組は、自治研活動を通じて、市民やＮＰＯなど地域の関係者との話し合いの場を設定し、地域課題の抽出、課題解決を進めます。また、自治研活動の成果を自治研全国集会に持ち寄ります。

　③　県本部は、県本部自治研推進委員会を設置し、県内・地域内の固有課題の解決・抽出や情報交換などを目的として県自治研集会を開催するとともに、地連による自治研集会の開催を追求します。また、地域の研究者との連携強化や人材発掘を行うとともに、自治研センターや市民団体などと協力し、単組の政策活動をサポートします。

　④　自治研推進委員会に作業部会として専門部会を設置、専門部会ごとにレポートを作成し、自治研集会でその内容を発表します。推進委員会は専門部会が作成したレポートをもとに、提言書を作成します。

　⑤　県本部は自治研政策闘争委員会を設置し、自治研推進委員会から提出された提言書をもとに、「福島県予算編成に対する制度政策提言書」を作成し、県へ提出します。

　⑥　県本部は、第19回地方自治研究福島県集会の開催に向け、準備を進めます。

|  |
| --- |
| 第19回地方自治研修福島県集会  日　時　2024年５月24日（金）13:30  　　　　～25日（土）11:30  会　場　磐梯熱海温泉『ホテル華の湯』 |

　⑦　本部は、全国の自治研活動の事例の共有や情報の交換を目的に単組組合員・県本部役職員を対象としたオンラインセミナーを開催します。

　⑧　本部は、県本部・単組と連携し、2024年10月に島根県で開催する、第40回自治研全国集会にむけて取り組みます。

　⑨　本部は、県本部・単組での自治研活動の状況集約を行い、その情報を共有します。また、各県本部・単組の自治研活動の取り組みを相互に紹介、交流するネットワークの活用を進めます。

　⑩　本部は、自治研作業委員会を設置し、政策課題について、研究者や関係組合員と連携して、調査・研究に取り組みます。

　⑪　県本部・単組は、自治研活動の理論誌・交流誌として『月刊自治研』を活用するとともに、組織内・政策協力議員の購読をはじめ、読者の拡大をはかります。

【総合的政策活動の推進】

35. 本部は、組合員が自治研活動と連動しながら地域に根差した政策を模索できるよう、県本部・単組の政策活動をサポートするとともに、研究者との連携強化や新たな人材を発掘します。また、県本部・単組は、県内の交流にとどまらず、他県の自治体と職種・職場などの枠組みを超えて交流する機会に組合員が積極的に参加できるよう体制を整えます。

36. 本部は自治総研などと連携しながら財政、政策に関するセミナーを中央・地方で開催します。各県本部・単組においてもその取り組みと連動した学習会の開催などに取り組みます。

37. 本部は、自治総研・各地方自治研究センターのネットワークの再構築に取り組みます。県本部・単組は地域課題等について、地方自治研究センター・本部・自治総研と連携して取り組みます。

38. 本部は自治体議員連合と連携、情報共有化をはかり、政策活動をサポートします。また、県本部・単組は組織内・政策協力議

員と政策協議を行い、政策実現をはかります。